

最大 50 万円を助成！

まちづくり活動を応援します

～長岡市地域コミュニティ事業補助金をご利用ください～

街中を花いっぱいにして
たいワン！

僕たちの地域のこと、もっ
と知りたい！

地域の文化祭を開いた
らどうかな？

里山ってこんなに魅
力があるのか～！も
っとみんなにPRし
たい！



地域の活性化を図るまちづくり・コミュニティ関係団体が、自ら考え、自ら具体化し実現するまちづくり事業に対して、50万円を限度に支援します。

市内の各地域で活動を行なう自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体で、各地域における産業、環境、福祉、芸術、文化、スポーツ、コミュニティ活動などの分野において、団体が自主的に行うまちづくり活動に関する事業のうち、**新規に行うもの又は既存事業の拡充のために行なうもの**に対して補助をします。(単年度事業)

50万円は上限額です。申請していただく事業が、必ずこの規模である必要はありません。10万円、20万円規模の事業でも申請は可能ですので、お気軽にご相談ください。

募集期間：平成22年4月1日（木）～4月30日（金）必着

申し込み・問い合わせ先

下記の窓口、市役所 1 階市民情報ラウンジ、市民センター、中央公民館に備え付けの「募集要項」をご覧になり「申込書」に必要事項を記入し、下記の窓口へ郵送・電子メールまたは持参してください。(電子メールで申し込まれた方は、確認のため送信先へご一報ください)

※「募集要項、申込書」は、長岡市ホームページ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp> のトップページ「市政」→まちづくり「地域コミュニティ事業補助金」→「地域コミュニティ事業補助金について」からダウンロードできます。

●長岡地域を活動拠点とする団体

長岡市役所 地域振興戦略部
電話 0258-39-2260

●中之島地域を活動拠点とする団体

中之島支所 地域振興課
電話 0258-61-2010

●越路地域を活動拠点とする団体

越路支所 地域振興課
電話 0258-92-5901

●三島地域を活動拠点とする団体

三島支所 地域振興課
電話 0258-42-2221

●山古志地域を活動拠点とする団体

山古志支所 地域振興課
電話 0258-59-2330

●川口地域を活動拠点とする団体

川口支所 地域振興課
電話 0258-89-3111

●小国地域を活動拠点とする団体

小国支所 地域振興課
電話 0258-95-5905

●和島地域を活動拠点とする団体

和島支所 地域振興課
電話 0258-74-3111

●寺泊地域を活動拠点とする団体

寺泊支所 地域振興課
電話 0258-75-3111

●栃尾地域を活動拠点とする団体

栃尾支所 地域振興課
電話 0258-52-2151

●与板地域を活動拠点とする団体

与板支所 地域振興課
電話 0258-72-3100

< 去年は補助金を使って下記のような活動が行われました >

- 柿町在郷山下の里緑化推進事業 (集落内の植栽による景観創出)
- 「水道タンクのある街」活性化事業 (水道公園のガイドパンフレット作成とミニギャラリーの開設)
- 漢詩集「雲莊詩存」を現代語訳し出版する事業 (入澤達吉が出版した「雲莊詩存」の読解・釈文と製本出版)
- 越路発 ご当地グルメ (地元の食材を使ったご当地グルメの開発と、コンテストの開催)
- みんなでホテルをそーっと見に行こう事業 (ホテルの鑑賞会と環境保全に関する講演会の実施)
- みんなで風鈴付竹提灯をつくってみよう！事業 (里山再生事業、循環型利用事業の周知強化)
- みんなで創る創作竹灯籠事業 (環境保護活動や資源の再利用をPR)
- 山古志伝統芸能 継承事業 (地域の芸能文化を保存継承するため、各集落の「盆太鼓」を習得)
- 新小国十景発掘による新名所作り事業 (地域の景勝地を募集し、それに関する俳句を公募)
- 下富岡里山整備事業 (大山陣所跡を整備し、地域住民の憩いの場を形成)
- 夏戸城跡整備事業 (歴史的価値のある地域の文化遺産を、集落一丸となって整備)
- 栃尾謙信公祭 古式火縄銃実演 (栃尾謙信公祭での火縄銃の実演)
- 「なつかしの日本映画」愛コミュニティ映画館事業 (休館中の映画館を、地域の交流拠点として活用)

平成22年度 「長岡市地域コミュニティ事業補助金」募集要項

1 制度の趣旨

合併後の新市の振興のために、市内のコミュニティ関係団体が、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合に、当該団体に補助金を交付します。

2 補助対象者

市内で活動を行なう自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体であって、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 原則として規約又は会則を有している団体
- (2) 原則として5人以上の構成員で構成されている団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体

3 補助対象事業

本市の各地域における産業、環境、福祉、文化、スポーツ等の分野において、上記の団体が自主的に行う新規のまちづくり事業、又は既存事業の拡充が対象となります。

また、補助金の交付決定日（6月上旬を予定）以降から平成23年3月31日までに実施する事業とします。

ただし、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業となりません。

- (1) 国、他の地方公共的団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受けることができる事業
- (2) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 先進地等視察及び会議、大会等への出席並びに交流が目的の大部分である事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) 上記の事業のほか、補助することが適当でない認められる事業

4 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費で概ね次のとおりです。

- (1) 報償費関係（講師等謝金、調査・研究の謝金等）
- (2) 旅費関係（交通費、通行料等）
- (3) 需用費関係（印刷製本費、コピー代、一般消耗品、視察等礼品、食材料購入費、燃料費、各種消耗器材等）
- (4) 役務費関係（郵便料、通信料、保険料、クリーニング代、検査手数料等）
- (5) 委託料関係（警備委託料等）
- (6) 使用料関係（会場使用料、レンタル機器、レンタカー等の使用料等）
- (7) 原材料費関係（会場設営関係資材費、景観・環境美化関係資材費等）

※ 事業所の賃借料や光熱水費など団体そのものの運営にかかる費用は除きます。

5 補助内容

《補助金額》 補助対象経費の額から、次の①から③を除いた額の100分の80に相当する額以内。ただし、上限額は50万円とします。

- | |
|------------------|
| ①補助対象経費に対する寄付金 |
| ②補助対象経費に充てる参加費 |
| ③その他補助対象経費に係る収入金 |

※補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てます。

《補助団体数》 長岡地域は2団体程度、中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾、与板、川口地域は各1団体程度を予定。

《補助回数》 1補助対象団体に対して、同種の事業につき原則1回補助を受けることができます。

6 選考方法

○長岡地域（本庁）分は、下記のとおり審査を行います。

- ・応募書類による1次審査
- ・審査会での公開プレゼンテーションによる2次審査

○中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾、与板、川口地域（支所）分は、下記のとおり審査を行います。

- ・応募書類による1次審査
- ・各地域の地域委員会での公開プレゼンテーションによる2次審査

○選考基準は概ね次のとおりです。

●地域活性化の波及性

→事業の実施により、地域の活性化にどのような波及効果が期待できるか。

●事業実現性

→無理のない事業・活動構成であるか。実施体制が整っているか。

●団体および事業の発展性

→今後さまざまな活動に広がる可能性があるか。幅広い活動にしようとする意欲や工夫があるか。

●独自性・先駆性

→地域における知恵と工夫を生かした個性的な内容であり、かつ新しい発想や視点、内容、方向性があるか。

7 結果の公表

審査結果は、申込団体代表者に文書で通知するほか、補助金交付団体の名称、補助対象事業の内容などは市政だより等で公表していく予定です。

8 事業成果の公表

補助金交付団体には、補助事業終了後、事業実績報告書類を提出していただきます。

なお、この補助事業における応募書類、事業報告書類などにより市が知りえた事柄は、この補助事業に必要な範囲において、市が公表できるものとします。

9 補助金の返還

次の場合は補助金の全部または一部を返還していただきます。

- (1) 補助対象となる事業を行えなくなったとき
- (2) 相当の理由がなく、補助対象となる事業を大幅に変更したとき

10 申し込み・問い合わせ先

4月1日（木）から4月30日（金）までに、下記の窓口等に備え付けの「申込書」に必要事項を記入し、郵送・電子メールまたは持参してください。（必着）

※ 「募集要項」「申込書」は、長岡市ホームページ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp> トップページ「市政」→まちづくり「地域コミュニティ事業補助金」→「地域コミュニティ事業補助金について」からダウンロードできます。

電子メールで申し込まれた方は、送信した後、送信先に電話で確認してください。

応募の内容や申込書の書き方等についての質問や事前相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

●**長岡地域を活動拠点とする団体はこちらへ**

〒940-8501

長岡市幸町2丁目1番1号 長岡市役所 地域振興戦略部

電話 0258-39-2260 (直通)

メールアドレス gnagaoka@city.nagaoka.lg.jp

●**中之島地域を活動拠点とする団体はこちらへ**

〒954-0192

長岡市中之島788番地 長岡市中之島支所 地域振興課

電話 0258-61-2010 (直通)

メールアドレス nknsn-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●**越路地域を活動拠点とする団体はこちらへ**

〒949-5493

長岡市浦715番地 長岡市越路支所 地域振興課

電話 0258-92-5901 (直通)

メールアドレス ksi-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●**三島地域を活動拠点とする団体はこちらへ**

〒940-2392

長岡市上岩井1261番地1 長岡市三島支所 地域振興課

電話 0258-42-2242 (直通)

メールアドレス msm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●**山古志地域を活動拠点とする団体はこちらへ**

〒947-0204

長岡市山古志竹沢乙461番地 長岡市山古志支所 地域振興課

電話 0258-59-2330 (直通)

メールアドレス ymks-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●**小国地域を活動拠点とする団体はこちらへ**

〒949-5292

長岡市小国町法坂793番地 長岡市小国支所 地域振興課

電話 0258-95-5905 (直通)

メールアドレス ogn-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●**和島地域を活動拠点とする団体はこちらへ**

〒949-4511

長岡市小島谷3434番地4 長岡市和島支所 地域振興課

電話 0258-74-3111

メールアドレス wsm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●寺泊地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-2592

長岡市寺泊烏帽子平1977番地8 長岡市寺泊支所 地域振興課

電話 0258-75-3111 (直通)

メールアドレス tr-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●栃尾地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-0298

長岡市金町2丁目1番5号 長岡市栃尾支所 地域振興課

電話 0258-52-5815 (直通)

メールアドレス tco-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●与板地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-2492

長岡市与板町与板甲134番地 長岡市与板支所 地域振興課

電話 0258-72-3100

メールアドレス yit-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●川口地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-7504

長岡市東川口1974-26 長岡市川口支所 地域振興課

電話 0258-89-3111 (直通)

メールアドレス kwg-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

11 申し込みから実績報告までのスケジュール

